

国民健康保険料の保険料率が決まりました

国民健康保険料は、世帯ごとの加入者の数や基礎控除後の所得額に応じて計算します。令和6年度の保険料率をお知らせします。
国民健康保険課(☎504-2159、☎504-2135)

国民健康保険とは

国民健康保険は、加入者からの保険料を医療費に充てる、加入者同士が支え合う医療保険の一つです。
市内に在住で、後期高齢者医療制度

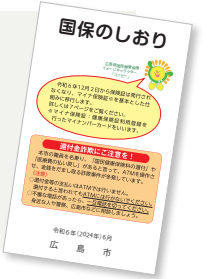
や職場の健康保険などに加入していない人は、原則国民健康保険に加入することになります。保険料は世帯主に課せられ、世帯収入や世帯構成などに応じて変わります。

毎年、料率を決め世帯ごとに計算

保険料は、「被保険者均等割」「世帯別平等割」「所得割」についてそれぞれ医療分、支援分、介護分を計算し、

その三つを合算した額が、その世帯の1年間の保険料になります(介護分は40歳以上65歳未満の人に限り)。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 3086



令和6年度 (1世帯の年額)	被保険者均等割 (加入者1人につき)		+	世帯別平等割 (1世帯につき)		+	所得割 (令和5年中の基礎 控除後所得額※の)		1世帯当たりの 最高限度額
	【医療分】	2万7820円		【医療分】	2万7314円		【医療分】	100分の7.66	医療分 65万円
	【支援分】	1万741円		【支援分】	1万545円		【支援分】	100分の2.99	支援分 24万円
	【介護分】	8,056円		【介護分】	6,045円		【介護分】	100分の1.90	介護分 17万円

※総所得金額などから基礎控除額(所得金額に応じて異なります)を差し引いた額

ふるさと納税寄付金でNPO法人を応援

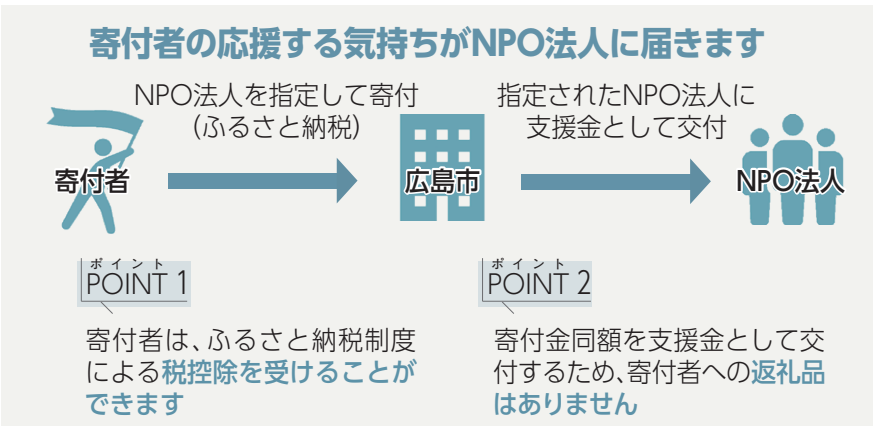
ふるさと納税寄付金を活用してNPO法人を支援する制度があります。社会貢献活動に取り組むNPO法人を応援しませんか。
国民健康保険課(☎504-2113、☎504-2066)

応援したいNPO法人を支援

この支援制度は、市の認証が認定を受けているなど一定の要件を満たした対象NPO法人*の中から応援したい法人を指定し、ふるさと納税を活用して支援(寄付)ができる制度です。
※令和6年5月1日時点で33法人

あなたの応援したい法人に支援金を交付

市は、寄付金を、寄付者が指定した法人に支援金として交付します。交付された法人は、支援金を活用してこれまで以上に市民活動に取り組むことができるようになります。



リポート

支援金を活用して森林保全活動をスタート

行き場のない動物を保護・飼養している「犬猫みなしご救援隊」の理事長・中谷百里さん(上写真)に話を聞きました。
「私たちは、安佐北区可部町と栃木県などにある施設で、2,000匹を超える動物の終生飼養活動を行っています。近年、野生動物の引き取り依頼が増加し、森林整備の必要性を感じて



いました。森林を整備することで、草木に実がなり、山でエサを賄うことができれば、野生動物が人里に降りてくることを減らせます。今後、皆さんからの支援金を活用して、森林整備を進めていきます」と意気込みます。



▲交通事故に遭い断脚した鹿。骨格に合わせた車いすで生活をサポートしています。

この他にも、さまざまな団体が社会課題の解決に向けて活動しています。団体を支援するため、ふるさと納税寄付金を活用してみたいかがでしょうか。

NPO法人の活動内容や寄付の方法など詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 350724



スマホ決済アプリの利用拡大

R Pay

保険料などを、スマホ決済アプリの楽天ペイ、d払い、au PAY、楽天銀行アプリでも納付できるようになりました。

d払い

au PAY

国民健康保険課(☎504-2159、☎504-2135)

Rakuten 楽天銀行

四つのアプリが追加

スマホ決済アプリを使えば、納付書に印字されたバーコードを読み取ることので「いつでも・どこでも」納付できます。下記の徴収金で利用できるアプリは、これまでPayPay、LINE Pay、PayBのみでしたが、楽天ペイ、d払い、au PAY、楽天銀行アプリも利用できるようになりました。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 277986



ご注意を

- 領収証書は発行されません
- 二重納付にご注意ください
- 次の場合、スマホ決済アプリでの納付はできません。区役所などの窓口か金融機関で納付してください
 - ・納付書にバーコードが印字されていない
 - ・納付書1枚の金額が30万円を超えている
 - ・バーコードの取扱有効期限が過ぎている

対象の徴収金

- 介護保険料(普通徴収分)
- 国民健康保険料(普通徴収分)
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- 保育料(公私立保育園分)
- 保育園等副食費(公立分)
- 市営住宅使用料
- 市営店舗使用料
- 市営住宅等附設駐車場使用料
- 学校給食費 など

広島広域都市圏

はっしー漫遊記 129 わがまち 今昔物語

市は「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣29市町と連携・交流を進めています。

広島広域都市圏 検索

ひろしま 都市犬はっしー

三原市 現代に残る江戸時代の和菓子

現存する日本最古とみられる和菓子を三原市歴史民俗資料館で展示しています。直径6.4センチ×厚さ0.8センチの落雁で、文化財として大切に保管されています。15(1818)年に、三原の町人であった川口常次郎が、先祖ゆかりのお寺であり、徳川家康の祖母の菩提寺でもある華陽院(静岡市)で頂いたものです。徳川家の家紋である葵紋がかたどられており、江戸時代の歴史を伝える貴重な資料となっています。

私が紹介します!

三原市教育委員会 文化課 学芸員 三好周平さん